

一般社団法人 日本女子大学教育文化振興桜楓会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本女子大学教育文化振興桜楓会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学校法人日本女子大学(以下「日本女子大学」という。)の建学の精神に基づき、教育と文化の振興に資する事業を行い文化的社会の形成を助け、会員の社会的教育活動を助成し、もって我が国の教育文化事業の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本女子大学の教育・研究事業、ならびに学生の就学の助成支援
- (2) 広く文化的社会の振興のための教養講座、研究会の開催ならびに文化的資料の保存
- (3) 女性の就労支援及び社会的貢献事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、日本女子大学校・日本女子大学・日本女子大学大学院を卒業した者及びこの法人の趣旨に賛同する個人又は団体をもって構成する。

(種別及び資格)

第6条 この法人には、次の会員を置く。

- (1) 一般会員 日本女子大学校、日本女子大学及び日本女子大学大学院を卒業した者
- (2) 正会員 一般会員のうち、この法人の趣旨に賛同し入会して会費を納める者
- (3) 準会員 日本女子大学に在学中の者で、この法人の趣旨に賛同し入会して会費を納める者
- (4) 賛助会員 前3号を除くほか、この法人の事業を賛助するために、理事会の承認を受けて入会し会費を納める個人または団体をいう

(資格の取得)

第7条 この法人の正会員・準会員・賛助会員となるには、総会において別に定める規則により申込みをし、理事会の承認を受けるものとする。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員・準会員・賛助会員は、総会において別に定める規則により会費を納めるものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することによりいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉を傷つけ、または会員としての義務を怠り、もしくは第3条の目的に反する行為をしたときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散

第4章 代議員

(代議員)

第12条 この法人の正会員のうち、概ね70人の中から1人の割合で選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。(端数の取り扱いについては理事会で定める。)

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その

旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 代議員につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理兼証明書面等の閲覧等)

(5) 法人法第51条第4項の権利(書面による議決権の行使記録の閲覧等)

(6) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)

(7) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(8) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(任意退任)

第13条 代議員は、理事会において別に定める代議員退任届を提出することによりいつでも退任することができる。

(解任)

第14条 代議員が本会の名誉を傷つけ、または代議員としての義務を怠り、もしくは第3条の目的に反する行為をしたときは、総会の決議を経て、その代議員を解任することができる。

(資格の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、代議員は次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 第8条の経費の負担を2年以上履行しなかったとき

(2) 総社員が同意したとき

(3) 死亡したとき

第5章 総会

(構成)

第16条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)についての承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後、3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 総会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第23条 総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された議事につき書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する代議員は、前条の規定の適用については出席した代議員の員数及び議決権の数に算入する。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者代表2名が署名押印の上、これをこの法人が保存する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上 15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち1名以上3名以内を常任理事とすることができる。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 常任理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 常任理事のうち1名を理事長代行と定め、理事長が任命する。

5 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を分担し、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長に事故があるときは、理事長代行がその職務を行う。

4 理事長及び理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するほか、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情がある場合には、その任期中であっても、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅延なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、理事会運営規則によるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第33条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長)

第34条 この法人に、任意の機関として名誉会長1名をおく。

2 名誉会長は、日本女子大学学長の在職者とする。

3 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事会の日の前日までに各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行い、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として評決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、日本女子大学に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(理事会への委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、法令に従って理事会が別に定める。

(定款に定めのない事項)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法、その他法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は後藤祥子、理事は山中裕子、石山正子、福井雅江、長谷川眞澄、桜井幸子、井上光、藤井眞理子、柴田敏子、渡辺泰子、嵯峨崎泰子、監事は中島直子、滝澤政子とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第12条と同等の方法で予め行われる代議員選挙において選出された者とする。

沿革

平成26年6月14日一部変更

2025年6月21日 一部変更